

令和6年度第3回大規模小売店舗立地審議会議事録

日 時：令和6年10月24日（木）10時00分～11時00分
場 所：徳島県庁 特別大会議室
議 題：大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議
「ハローズ北島中央店A敷地・B敷地」の変更届出
「（仮称）ダイレックス藍住西店」の新設届出
出席委員：名田委員、兵頭委員、吉田委員、岡部委員、藤代委員、瀧川委員
県出席者：（事務局）経済産業部 企業支援課
（大規模小売店舗立地連絡会員）関係各課

■議題1及び2

「ハローズ北島中央店A敷地・B敷地」の変更届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委 員：A敷地の出入口A8を来客用とする計画とのことだが、近くに保育園があるので、対策が必要ではないか。

事務局：一般的な騒音・交通対策は届出いただいているが、保育園に対しての特別な配慮事項は聞いていない。

委 員：出入口付近で、送り迎えをする保護者や子どもの往来が予想される。「子どもの飛び出しに注意」のような注意喚起の看板を設置するなど、交通安全に配慮いただく必要があると思う。

委 員：変更前と変更後の図面を見比べると建物の形が変わっているが、B敷地におけるドラッグストアモリの変更は、建て増しということか。

事務局：変更前の図面は、最終の変更届時の令和4年度のもので、この時点では、物販店舗が出店する予定だったが、小売業者までは確定していなかったため、「未定の物販棟900㎡」として届出がなされていた。実際に建物は建設されておらず、現在も更地の状態である。この度、ドラッグストアモリの出店が確定したため、あらためて店舗の配置を検討した結果、今回の届出にあるように、荷さばき施設や駐車場の位置などの変更が予定されている。

委 員：ドラッグストアモリの店舗面積は1,000㎡を超えているが、新設として、新たに審議はしないのか。単なる変更として扱ってよいのか。

事務局：未定テナント棟には物販店舗が入居予定だったため、平成30年の新設届出時及び令和4年の変更届出時に、B敷地についても、それぞれ審議会で周辺への影響をこ

審議いただいている。

委員：変更前の時点で、すでに1,000㎡を超える計画であったので、その時点で届出がなされ審議も行われているため、そこからの変更として、今回審議するというとか。

事務局：そうである。

委員：B敷地の（株）P I K Oは、どの部分の小売業者か。

事務局：B敷地南側のシャトレゼ棟106㎡部分である。（株）P I K Oがオーナーとして、シャトレゼを営業している。補足であるが、A敷地には小売業者が3社入っており、ハローズ棟は（株）ハローズのみだが、タイム棟は（株）アミーゴと（株）タイムの2社で構成されている。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

（質問、意見なし）

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、参考まで、審議会の中で出された次の意見について、知事宛に申し添えることとします。

A敷地に新設する出入口北側には子育て施設があるため、子どもの往来に対する注意喚起の看板を設置するなど、子どもの交通安全に配慮いただきたい。

→意見なしで終了

■議題3

「（仮称）ダイレックス藍住西店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委員：交差点N○2の流入部Cにおける混雑度について、0.9を下回っているとはいえ、開店後予測が0.827と低くはない数字であり、混雑も予想されるが、この点についての対策はあるか。

事務局：交差点N○2は、平日の南からの流入が混雑度0.777と、現況で若干高い交差点であるが、開店で増加する1時間あたりの台数予測では約22台増であり、設置者からは、処理は可能との予測がされている。

委員：比較的高い数字で予測されているのであれば、例えば、信号の制御を検討するなど

の手もあるのではないか。

事務局：店舗設置者に対して配慮を求めることができるのは、合理的な範囲での対策であり、信号制御については警察との協議になる。設置者からは、繁忙期の交通整理員の配置など、一般的に必要とされる渋滞・混雑対策は行う旨、届出いただいている。

委員：照明の配置はどのような計画か。騒音予測地点A・Bの住宅と店舗が近いので、光害が生じないよう配慮が必要と思う。

事務局：照明配置計画は届出時点では未定であったが、先日、設置者側に聞き取りしたところ、基本的には、店舗出入口周辺の設置が多く、店舗奥の従業員用駐車場への通路となる店舗東側には照明を設置するが、こちらは東隣が店舗及び駐車場であり、影響は少ないと思われる。騒音予測地点A・Bの住宅側には、少なくとも、大きな照明を付けるとの予定は聞いていない。

委員：周辺住民にとって、光害対策は気になる問題だと思う。要望として申し上げるのだが、届出時点で、予定でもいいので、どこに照明を付ける予定か記載して届出いただきたい。

事務局：今後の要望として承る。

委員：新設届出書5ページ目に、発生需要交通量の予想がある。これによると、ピーク時来店台数は97台となっているが、駐車場台数は69台しかない。指針上の計算では63台以上あればよいとのことだが、ピーク時に97台来店した場合は、駐車場が不足するのではないか。

事務局：来客全員が店舗で1時間買い物して滞留するわけではないため、指針上の計算式は、どれくらいの時間を店舗で滞留するかといった点も鑑みて、必要駐車台数を求めている。そのため、最大値となるピーク1時間の来店台数と、指針上の必要台数には、差が生じてくる。ただ、ご指摘のとおり、駐車台数以上の客がピーク時に来店する可能性がないわけではないので、セールを行う時間帯に配慮するとか、整理員を置くなどの配慮は、設置者側で検討が必要なところと思う。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

（質問、意見なし）

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしといたします。

→意見なしで終了